

# 長野県農業経営士認定要領

昭和58年8月10日  
58農技第460号  
昭和61年12月15日  
61農技第644号一部改正  
平成7年2月21日  
6農技第660号一部改正  
平成9年12月5日  
9農技第592号一部改正  
平成14年12月27日  
14農技第659号一部改正  
平成15年11月4日  
15農技第544号一部改正  
令和2年1月17日  
元農振第508号一部改正

## 1 趣 旨

豊かで潤いのある農村を築くため、優れた農業経営を通して農業後継者の育成に指導的役割を果たし、地域農業の発展に貢献している農業経営者を長野県農業経営士（以下「農業経営士」という。）として認定し、その社会的地位の向上を図るとともに、組織的活動を促進することによって、農業の担い手育成と農村社会の健全な発展に資するものとする。

## 2 農業経営士の役割

農業経営士の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業の振興に関する活動
- (2) 農業経営者としての資質向上に関する研さん
- (3) 農業後継者の育成指導
- (4) 農業情報の提供

## 3 認定の要件

- (1) 長野県農業士認定要領2の規定により認定されている者（以下「長野県農業士」という。）の認定要件  
農業経営士の役割を認識し、その役割を果たす意欲を持つ者であって、認定を受けようとする年度末における年齢が41歳以上おおむね55歳以下である農業経営者であること。
- (2) 長野県農業士でない者の認定要件  
次に掲げる要件のすべてを満たす農業経営者とする。  
ア 農業経営士の役割を認識し、その役割を果たす意欲を持つ者であって、認定を受けようとする年度末における年齢が41歳以上おおむね55歳以下であること。  
イ 農業経営の規模が地域の水準以上で、農業技術及び経営管理能力が優れている者であること。  
ウ 農業後継者の育成指導において、教育的役割を果せる者であること。  
エ 農業振興に関する活動において、地域の信頼が高い者であること。  
オ 自営経験が10年以上の自営農業者であること。

## 4 認定の方法

- (1) 知事は、農業経営士の認定にあたり、学識経験者、県関係職員等で構成する長野県農業士・農業経営士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催し、意見を聴くものとする。  
認定会議の規程は、別にこれを定める。
- (2) 知事は、認定会議での意見を参考に申請内容を審査し、農業経営士として認定する。
- (3) 農業経営士の称号は、個人に付与するものであり、終身称号とする。

## 5 認定の手続き

農業経営士認定の手続きは、本人の申出により行なうものとし、その方法等については別に定める。

## 6 認定の取消し

知事は、農業経営士が次の各号のいずれかに該当する場合は、農業経営士の認定を取消すことができるものとする。

- (1) 本人から農業経営士辞退の届出があった場合
- (2) 農業経営士としての適格性を欠いた場合

## 7 その他

知事は、この認定要領に定めるもののほか、認定に関して必要な事項を別に定めることができるものとする。